

## 現代日本財政史における「高橋財政」の意義

— 吉田震太郎「高橋財政下の地方財政」を手掛かりとして —

池 上 岳 彦<sup>†</sup>

### 1. はじめに

昭和恐慌期に高橋是清が大蔵大臣を務めた時期、具体的には1932～1935年度の財政政策は「高橋財政」と呼ばれる<sup>1)</sup>。高橋財政は、ケインズ主義的景気政策が本格的に導入された時期として、これを現代財政の出発点とみる見解もあるが、満州事変以降の軍事費増大を支えた点を重視する研究もある。

現代日本財政研究を手掛けた吉田震太郎の論文「高橋財政下の地方財政」（以下、吉田（1972））は、国が公共投資推進政策に地方財政を動員する体制が、高橋財政による1932年度からの時局匡救政策の下で、地方債発行の大蔵省預金部資金による引受け及び国から地方団体への補助金支出、すなわち「起債+補助金」という形で始まり、それが1936年度の臨時町村財政補給金から1940年度の地方分与税につながる本格的な財政調整制度の導入によって「起債+補助金+財政調整制度」という体制に発展し、さらにそれが第二次大戦後の国による公共投資推進体制の仕組みを用意したという意味で、現代財政の出発点であると論じた。

この見解は戦前と戦後の「連続説」と特徴づけられ、それをめぐってさまざまな議論が展開されてきた。そこで、2017年3月18日に開催した財政学研究会では、吉田（1972）及びそれに対して寄せられた批判に吉田が反論した論文「『高橋財政下の地方財政』再考」（以下、吉田（1995））を手掛かりとして、高橋財政をどのように評価すべきか、岡本英男、横山純一、井

<sup>†</sup> 立教大学経済学部教授 E-mail: ikegami@rikkyo.ac.jp

1) 高橋是清（1854～1936年）が大蔵大臣を務めたのは、①1913年2月～14年4月（第1次山本権兵衛内閣）、②1918年9月～21年11月（原敬内閣）、③1921年11月～22年6月（高橋是清内閣。内閣総理大臣が大蔵大臣を兼任）、④1927年4月～6月（田中義一内閣）、⑤1931年12月～32年5月（犬養毅内閣）、⑥1932年5月～34年7月（齋藤實内閣）、⑦1934年11月～36年2月（岡田啓介内閣。高橋は2.26事件で殺害された。）の7回。本稿で取り上げる「高橋財政」は⑤～⑦の財政政策を指す。なお、1934年7月～11月は藤井真信が大蔵大臣を務めた。

手英策及び根岸陸人<sup>2)</sup>による報告を受けて議論を行った。

以下、研究会における高橋財政に関する報告及び議論の概要を整理する。

## 2. 研究会における報告

### 第1報告 岡本英男（東京経済大学経済学部教授）

高橋財政は、単に1930年代の話だけではありません。現代においても、例えば日本銀行の量的緩和政策、赤字財政等は、我々の生活に深く関わっています。ここでは、吉田（1972）の評価をふまえて、そこから何を学ぶかという形で問題提起したいと思います。

吉田震太郎氏の「時局匡救政策にあつては、はじめから国費と地方費、国債と地方債、一般会計と財政投融资を通ずる一体的な計画化が進められていたのである。それが今日のように発展整備されている、というのではない。正確にいえば右のような計画化への傾向がその端緒的な姿をあらわしたことがここでは重要なのである」（吉田（1972）425頁）というまとめ方及び地方債政策、地方財政調整制度が登場してくるプロセス等の事実認識にはまったく異論がありません。

ただし、吉田氏はこの時期を国家独占資本主義という概念でまとめていますが、現代資本主義は福祉国家体制であり、財政は福祉国家財政であるという観点から見ると、吉田論文の解釈が少し変わってきます。

たとえば、補助金と起債による中央からの政策の動員体制と計画化というのは地方財政本来の姿ではないという意味で、吉田は「一種の転倒した関係」（同前、436頁）と述べます。しかし、この時期は危機の時代であり、経済それ自体が転倒していました。そこから発想すると、むしろ高橋財政は政策体系としてはより進んだシステムととらえることができます。私は、第二次大戦後の占領下で福祉国家体制が成立したと考えますが、高橋財政及びその後の地方財政調整制度の導入、社会保険制度の創設等を福祉国家の前史と位置づけるほうが、整合的にこの時期を捉えられます。

高橋財政はケインズ主義政策のパイオニアであり、成功した政策ではないでしょうか。もちろん国債の日銀引受けがその後のインフレと軍国主義化のタガを外したという評価もあります。福祉国家財政論から見れば、高橋財政は、管理通貨制を大胆に取り入れて、成長を実現しました。当時のドイツが金本位制と均衡財政主義にとらわれて新しい政策を行えずに失業者が増大し、職に就いている者も保守化したことと比べれば（Sturmthal（1951）参照）、高橋は清

---

2) 岡本英男及び横山純一は東北大学大学院在学時に吉田の指導を受けた財政研究者。井手英策は『高橋財政の研究』を著した財政社会学者。根岸陸人は立教大学出身の近現代日本財政研究者。なお、研究会の議論に参加した井上博夫及び筆者（池上）も、岡本・横山と同じく、東北大学大学院在学時に吉田の指導を受けた。

の財政学は、軍事費膨張にもつながったものの、時局匡救事業という3年間の事業を行ったこととの先見性は非常に高く評価することができます。

1930年代の農村恐慌という状況を考えても、高橋財政の先見性と正しさは高く評価できます。政策を全国的に行き渡らせるために補助金と地方債に地方財政調整制度も付け加える仕組みを吉田氏は批判的に描きましたが、私はむしろそれを評価します。農村問題における小作争議から1946～1949年の農地改革への流れを考えると、このときの農村救済事業は福祉国家的な政策の一環として地方財政を使う工夫と見ることも可能です。

林健久氏も『地方財政読本』第5版のなかで、マクロ経済政策と地方財政の関係について、地方自治や地方財政の独立性も重要だが、福祉国家を目標とすれば、地方財政計画、地方債計画、財政投融资という装備を備えた地方財政のあり方は不況期には非常に効くと論じています<sup>3)</sup>。吉田氏はその体制をネガティブにみていますが、私はそれが地方自治と衝突するところはあるものの、全体としてはそのような地方財政のあり方に意味があると考えています。

また、シャウプ勧告の評価について、勧告以降のさまざまな改革を吉田氏は「逆コース」と見ています(吉田(1995)93頁)<sup>4)</sup>。確かにそういう面もありますが、シャウプ勧告には、福祉的・現代的な政府間財政関係の在り方に対して、古典的・近代的な観点、すなわちアメリカ的バイアスがあります(Brownlee, Ide and Fukagai (2013) 参照)。そのために日本になじまない部分は修正されていったのであり、たとえば地方財政調整制度はいまま地方交付税という形で残っています。したがって、さまざまな改革を1940年体制への「逆コース」として見るのではなく、むしろ福祉国家が日本型にデフォルメされていったプロセスと見ることができます。

高橋財政は危機の時期にこういうシステムを編み出して、それが日本の高度成長にも再び使われるようになりました。そこで、臨調行革等さまざまな新自由主義的な改革を経たうえで、高橋財政の意味を再度考えなければなりません。グローバル化の下で完全雇用政策は可能かという観点から見ると、高橋財政は、正統派財政学が中心の時代にあって、管理通貨制に基づいて中央銀行が国債を引き受けるという非常に大胆なことをしながら農村救済を行いました。現在も、その精神あるいは技法はかなり使えるのではないのでしょうか。吉田氏の研究及び高橋財政自体から、我々は学ぶべきことが多いのです。

## 第2報告 横山純一(北海学園大学法学部教授)

まず、吉田震太郎氏の論文の特質と内容について。第1に、吉田(1972)は高橋財政の下での時局匡救事業に着目したものであり、井上財政は起債だけだったことが限界でしたが、高橋財政は「起債+補助金」へ変わったという質の変化を強調します。そして、国策である時局匡救政策を遂行する高橋財政の下で示された変化は、1936年と1940年の改革により必然的に「起

3) 林(2003)参照。

4) 吉田によるシャウプ勧告研究として、吉田(1960;1962;1968)等がある。

債+補助金+財政調整制度」へ移行したと論じます。

第2に、吉田(1972)は、高橋財政下の地方財政でできたシステムが戦後システムにつながるという連続説の立場を採ります。大石嘉一郎氏は、吉田(1972)は時局匡救事業を重視するが、同事業はわずか3年で1934年に打ち切られたのだから連続していないと批判しました<sup>5)</sup>。それに対して、吉田氏は「時局匡救事業が三カ年で打ち切られた、ということは、いまさらいわれなくてもこのあたりの時代を扱ったことのある人なら、誰でも知っていることである。私も知っている。私にとって関心があるのは、その政策が何年続いたかではなく、むしろここでとられた政策のかたちであり、この政策に盛りこまれた思想なのである」(吉田(1995)81・82頁)、「私が重視していたことは、すでにのべたように、時局匡救政策の過程で生じた地方財政の変化、その新しい質の発展であり、それが『起債+補助金+地方財政調整制度』という形で一九四〇年に一応の確立をみたということである」(同前、88頁)と反論しています。

この点については、木村武司氏が「第二次大戦は中央と地方の、あるいは地方団体間の財政的關係を、質的に新しいものに変えることはしなかった。昭和一五年に至って確立した諸關係を、いわば拡大再生産したに過ぎない」(木村(1983)78頁)と論じており、吉田氏も「この研究結果は私も正しいと思う」(吉田(1995)89頁)と同意しています。

第3に、吉田(1972)は歴史実証の論文ではありませんが、論理的処理だけで終わった論文でもありません。吉田(1995)は「この論文は本質的に問題提起のそれであったのである。したがって、私が力点を置いた一九三二年前後の状況については、多少とも資料的裏付けを与えるべく努力したけれども、戦中・戦後の時期なり、途中経過なりについては、当然のことながら逐一資料で裏付けているわけではなかった。私の問題意識のなかにあるいろいろな問題の、お互いの関連について、大まかな見当をつけることができればそれで良かったわけである。そこでこの論文は、財政史のようで財政史ではなく、そうかといって論理的処理だけで終わっているのではなく、幾分中途半端な外見をもつことになった」(同前、76頁)と述べています。

第4に、吉田(1972)は1932年前後の実証が詳しく、とくに預金部資金の分析が非常に詳しいといえます。

第5に、吉田(1995)では、「所得税中心の直接税を根幹とする中央税制の確立と、それに支援された地方財政調整制度の確立、こういう点が一九四〇年の税制改革で実現したとすれば、私のもち出した『起債+補助金+地方財政調整制度』の体系も、ここで本格的に成立したとみてよいのである。時局匡救政策以来芽生えて、かつ発展してきた地方財政の変容も、この時点で一つの結論をえたといつてよい。旧稿ではせめてこの点の念押しをしておくべきであった、…(中略)…一九三六年以降、特に一九四〇年の出来事は、もっと力点をおいて研究すべき課

---

5) 大石(1978)は、高橋財政を「戦争の進展に即応して完成されていったファッショ的戦時体制=動員体制への地方の従属化という、特徴的形態での国家独占資本主義的体制への移行(つまり戦時国家独占資本主義化)の端緒」(147頁)と特徴づけた。

題だったと考えている」(同前, 86・87頁)と自ら吉田(1972)を総括しています。

吉田(1972)が掲げた高橋財政を起点とする戦前・戦後の連続説について、持田信樹氏は「実証的には種々の難点を含むことは否めないにしても、井上財政から高橋財政への転換のもつ重要な意味、その間のいわば質的な相違ともいべきものに着眼し、そこから高橋財政のもとにかたちづけられた諸要素を現代日本地方財政のそれと連続させて捉えるという骨太な歴史観を背景にしている」(持田(1993)57頁)と評価しており、吉田氏はこれについて「私見への評価もおおよそ定まってきたようにみえる」(吉田(1995)96頁)と述べます。

私も連続説に立っており、吉田(1972)に対する評価としては、持田氏の「実証的に種々の難点を含む」という表現には違和感を覚えますが、基本的には持田氏の評価に近いです。

最後に、私から、吉田論文の次の記述について、意見を3つ述べます。

「財政調整なしに時局匡救政策を先行させた高橋財政が、日本の地方団体について、その財政力の地域的不均衡を一層拡大させたということもできる。」(吉田(1972)438頁)

「固有財源は何よりも、時局匡救・農村救済等々の国策を遂行するために、補助事業の自己負担分に優先充当されるべきものとなるであろう。」(同前, 436頁)

「時局匡救政策の実施方針としては、急迫の度合のはなはだしい地方に対しては事業費の割当てを多くすることとされていたのである。」(同前, 436頁)

「結局一九三六年には、臨時町村財政補給金制度という日本の財政調整制度の最初の形が具体化する。つまり、起債+補助金という一九三二年の方式は、おそかれ早かれ起債+補助金+財政調整制度という一九三六年の方式に発展せざるを得ないものだった」(吉田(1995)81頁)。

「国策のもつ規格性に対応するだけの地方固有財源地ならしが、こうして絶対的な前提になってくる。いわゆる地方財政調整の問題は必然的に提起されるのである。」(吉田(1972)437頁)

「時局匡救政策という大仕事が課せられた時に、ひとり義務教育のみならず、地方財政全般にわたって財政力の不均等を地ならしし、補強して、国策に耐える強い手足として地方団体をとらえなおす必要が一挙に表面化するの当然であろう。昭和七年八月、かの救農国会にあたって内務省が『地方財政調整交付金制度要綱案』を発表し、衆議院において同制度制定に関する建議が採択されるにいたったことは、けっして偶然ではない。この時点では、この制度は実現されなかった。…(中略)…以後数年の論議を経たのち、昭和十一年十月に臨時町村財政補給金制度というものが日の目をみる。」(同前, 438頁)

第1に、私は1930年代の宮城県の町村財政を分析したことがありますが、その際、時局匡救政策の中心をなす農村振興土木事業費の財源は国庫補助金が4分の3、地方債が4分の1であ

り、地方固有の財源は含まれていません<sup>6)</sup>。その時期は戦後高度成長期の地方財政のような地方固有財源の動員がなされていなかったとすれば、地方振興土木工事費が地方団体の財政力の地域的不均衡を一層拡大させたとはいえません。そうであれば、地方財政調整制度は、時局匡救事業に直結する形で生まれたともいえません。もちろん「補助金+起債」なので、数年後に起債の部分は公債費支出という形で重圧になり、財政力の弱い町村であればそれが強く出る形になりますが、それは高度成長期の問題とは性格が異なります。

第2に、1932年の内務省による地方財政調整交付金案、1936年の臨時町村財政補給金は、いずれも地方財政調整を目指したのですが、それらがどの程度国策としての時局匡救事業の展開のための固有財源の補てんという意味合いで登場したものかという問題があります。少なくとも1932年の内務省案は、三好重夫らが地方の窮乏を目の当たりにするなかで、特定財源である義務教育費国庫負担金のなかに地方財政調整を加味する形とは別に、地方団体に一般財源を付与する地方財政調整制度について考えたものでした。この内務省案は、1920年代に注目されるようになった地方税負担の地域的不均衡問題への対応という面をもつとともに、1929年に成立したイギリスの一般国庫交付金（General Exchequer Contribution）を参考にしたものです<sup>7)</sup>。それが時局匡救事業との関連を意識して提起されたという点には疑問があります。

第3に、地方財政調整制度の歴史における臨時町村財政補給金の位置づけ及びそれが国策としての地方財政の動員とどの程度関連していたかという問題があります。1932年の内務省案と1940年の地方分与税制度は、包括的な地方財政調整を目指したのですが、臨時町村財政補給金は臨時措置であり、金額が少なく、しかも包括的でない点で性格がかなり異なります。三者を地方財政調整制度ということで同等の評価をしてよいのでしょうか。

### 第3報告 井手英策（慶應義塾大学経済学部教授）

吉田震太郎氏の研究は、理論的な観点からすれば、それまでほとんどブラックボックスだった高橋財政期の地方財政に光を当てて研究史の空白を埋めるという意味で重要な意義がありました。また、以前の研究における高橋財政は、日本がアジア太平洋戦争の敗北に向かって進む歴史として描かれていました。それに対して、吉田（1972）は現代的な財政の特質の起源がこの時期にあるという見解をとっており、それを象徴的に示すのが「起債+補助金」（吉田（1972）435頁）という書き方です。吉田氏が、井上財政から高橋財政への質的な転換<sup>8)</sup>があったと評

---

6) 横山（1985）参照。

7) 当時の雑誌『自治研究』第8巻第8号（1932年8月）には、内務省「地方財政調整交付金制度案」（115～126頁）が掲載されている。また、同誌にはイギリスの一般国庫交付金の関連法規定が邦訳されている（三好（1932-1933））。なお、三好（1933）及び永安（1933; 1934）を参照せよ。

8) 吉田は「井上財政から高橋財政への転換のもつ重要な意味、その間のいわば質的な相違ともいべきものを見逃してはならない」（吉田（1972）441頁）と表現した。

価値つつ、返す刀で戦後の地方財政とどう連続しているかということに光を当てたのは、それまでの研究と比較すれば、新たな理論的地平を拓いたといえます。

かつ、当時、非常に大きな論点だった国家独占資本主義論のなかで、国の財政と地方財政がいかなる関係にあり、地方財政が国の管理の下にどう組み込まれていったかを明らかにしようとしたという意味で、当時のホットイシューに対しても上手にコミットしています。

他方で、吉田（1972; 1995）は歴史的な一次資料に言及しておらず、政策決定過程の分析がないため、そこに示された解釈には曖昧さがあります。また、吉田（1972）が収録された『日本近代化の研究』の編者である高橋幸八郎氏は戦争前後で断絶があるという説をとっていましたが、吉田氏の見解はそれを無視しており、それは執筆者がそれぞれ歴史を自分なりに読み込み、解釈していることを端的に示すものです。

たとえば、「財政投融资の受入機関としての後年の公庫、公団の発生の起源は、何よりも高橋財政の時期に求められうるかに思われる」（吉田（1972）429頁）という持って回った言い方あるいは、横山報告で引用されたように「財政力の地域的不均衡を一層拡大させたということもできる」（同前、438頁）のであれば、「いわないこともできる」のでしょうか。以上を臆測で語らざるを得なかったことについては、当時、歴史的な一次資料へのアクセスが非常に難しかったという時代被制約性を考えなければならないのかもしれない。

用語の問題についていえば、たとえば吉田（1972）では「財政投融资」という言葉が使われます<sup>9)</sup>。この時期について、財政投融资の端緒的なものがあったとはいわれるものの、預金部資金を運用すること自体を「財政投融资」と呼ぶ人は他にはいません。あるいは、大石嘉一郎氏や宇佐美誠次郎氏の国家独占資本主義論で使われる「準戦時期」は、昭和11年10月に馬場鏝一がある懇談会で準戦時という語を使って以来定着した言葉ですが、吉田氏はそれ以前の時期も準戦時期に含めているので、議論がかみ合いません。

さらに、吉田（1972）は「起債+補助金という昭和七年の方式は、おそかれ早かれ、起債+補助金+財政調整という昭和十一年以降の方式に、当然に発展すべきものであったとってよい」（同前、438頁）と論理的必然性を強調します。しかし、それ以前は地方団体に財源がないから財政調整が必要だとして内務省案が出てきたのに対して、高橋財政は国債の日銀引受けにより莫大な補助金を支出したために財政調整制度が要らなかったと私は考えます。あるいは、昭和15年の改革で財源保障機能をもつ制度が導入されたことは重要であり、そこから戦後の地方交付税に連続していきませんが、高橋財政期には地方に仕事を与えて、その財源を保障する制度は入っていません。それらの点を考えると、吉田氏の議論は単線的な歴史観に見えます。

「地方財政そのものは、高橋財政のもとでのそれが財政投融资主導型であったのとまったく

---

9) 吉田（1972）のなかで最初に「財政投融资」の語が登場するのは、預金部資金運用委員会（1933年1月18日開催）における阪谷芳郎の発言を、吉田が「財政投融资を第二の予算として『援用』する『歴代ノ内閣』への批判」（424頁）と特徴づけた箇所である。

同様に、高度成長期のそれも財政投融资主導型であったとってよい」（同前、439頁）というのも言い過ぎです。国債の日銀引受けにより莫大な補助金を出したからこそ地方団体は公共事業を担えたのであり、それを財政投融资主導型と呼ぶのは違和感があります。

以上、いささか厳しめの評価を下して参りましたが、私たちは、吉田氏の研究から逆照射して新しい学問の姿を考えなければいけません。

第1に、私たちには、国内外ともに史料の面で吉田氏の時期と比べて圧倒的な比較優位があります。したがって、国家独占資本主義のような大きなフレームワークのなかで当時の財政問題を読み込むのではなく、まず丁寧に実証作業を行って時系列を追い、そのなかで財政に関する制度的、政策的構造を見出して、その構造が現在の状況下で人々の行動を規定しているのか、あるいは構造自身が変容しているのかを考えていくべきです。構造から実証するのではなく、実証から構造を描くという逆転、すなわち「実証—構造—変容」への「新たなる逆立ち」を行い、それを国ごとの構造の違いの解明、すなわち「国際比較」へつなげていくことが大事です。

そのなかで「連続も断絶もしない歴史」というとらえ方が必要になってきます。現在も少なからぬ歴史家が「歴史は連続しているか、断絶しているか」という議論を行っています。しかし、戦争直後や高度経済成長期の議論では断絶が強調されたものの、オイルショック後にケインズ政策に光が当てられると高橋財政が今に連続したものとして描かれるというように、そのときどきの時代状況のなかで、時には連続して描かれるし、時には断絶して描かれるのが歴史であり、その時点の文脈を抜きにした「連続か、断絶か」の議論には大きな意味がないのではないのでしょうか。

第2に、以上と関連して、「沈潜し、再浮上する歴史」という視点の重要性を指摘したいと思います。たとえば、高橋是清に関する議論はいったん高度経済成長期に姿を消しましたが、高橋の部下として活躍した福田赳夫がオイルショック前後の時期に政治の場に躍り出て来て、高橋財政と同じことをやろうとしました。あるいは、シャープ勧告は解体されたといわれますが、1990年代に地方消費税の議論をする時に「シャープに帰れ」という議論が出てきました。そのように歴史は、いったん沈潜したかに見える理論が数十年後に忽然と蘇ってきて、新しい政策に影響を与えることがあります。これは「連続」「断絶」では捉えきれない側面ですが、現実の政策を動かすうえでは重要な役割を果たします。

第3に、「従属も独立もしない歴史」という視点も重要です。たとえば、国が地方の事務・事業に対して財源保障するときに地方財政は国に従属しているといわれることがあります。その地方財源保障のためにこれほどの財政赤字を国が抱え込んだことを単純に地方財政の従属といえるのでしょうか。また、一般財源の枠のなかで裁量的に政策を判断している地方団体を見ると、単純に従属・独立と分けきれないのが歴史です。

最後に申し上げたいのですが、吉田氏の時代には、優れた財政研究者がたくさんいて、そのほとんどが歴史を研究していたので、新しい説が出ると、さまざまな批判や評価の声が上がり



ました。ところが、そのような研究者が少数派となっている現在、細かい歴史実証だけを行っている、同じような研究をする人が周りにほとんどいないので、誰からも批判されることも評価されることもなく、ただその細かな事実に埋没していくことが起こり得ます。現に私が11年前（2006年）に『高橋財政の研究』を出して以来、まとまった高橋財政の研究は出ていません。こういう状況下で、ただ歴史を学ぶことを目的化するのはとても危険なことではないでしょうか。私たちは、吉田氏の業績の中身を細かく批判するだけでなく、このような研究がいかなる理論的な価値を持ち、それをどのように乗り越えていくのか、なぜ歴史的な、制度的な分析をするのか、ということ絶えず考えていかなければなりません。

#### 第4報告 根岸睦人（新潟大学経済学部准教授）

私は、戦前期の地方財政を研究している立場から、吉田震太郎氏による高橋財政研究の特徴及び吉田氏の財政史研究のあり方についてお話ししたいと思います。

吉田（1972）は、高橋財政における時局匡救政策が、現代財政につながる独特の画期であったことを踏まえて、その地方財政の特徴及び戦後地方財政とのつながりを分析しました。それにより、①景気回復を目的とする公共投資政策において、国費と地方費、国債と地方債、一般会計と財政投融资を通じる一体的な計画化が進められ、そのなかに地方財政が動員されていったこと、②地方財政を動員するときに「起債+補助金」という新たな方式が採用されたこと、③（これまでの報告でも議論がありましたが、）地方財政を国家政策に動員する場合、国策がもつ規格性に対応するだけの地方固有財源の地ならしが必要になるので「起債+補助金+財政調整制度」という方式へと発展していくこと、ただしこれは歴史の実証というよりは論理的必然性を示したものです、そして④現代日本地方財政の萌芽的スタイルは、高橋財政下の地方財政に見出されること、この4点が論文の主な発見です。

では、吉田氏の研究のあり方は財政史研究のなかでどのように位置付けられるのでしょうか。

吉田氏の研究の第1の特徴は、現状分析を基礎とし、そこから生じた問題意識を財政史研究の視点あるいは対象として生かそうとしたことです。これは、なぜ戦前期の高橋財政の研究を行い、それと戦後期を連続させてとらえるのかということに関係しています。高橋財政は、日本において初めてフィスカルポリシーを試みた財政政策です。経済学は政策の基礎構造にある資本主義の実態に注目するので、フィスカルポリシー機能が新たに加わった資本主義が始まったのが高橋財政であれば、それを研究する意味は自明であり、それが今につながるのだから戦後に連続させてとらえるのも自然です。ただし、注目すべきは「連続」そのものではなく、吉田氏が戦後地方財政の現状分析を行っているなかで問題意識を見つけて歴史研究に挑んでいる点です。

そのことを示すのは、まず、吉田氏が地方財政における戦後改革をどう捉えているのかという論点です。吉田（1972）を著すに先立って、吉田氏はシャープ勧告の地方税制について研究

しています<sup>10)</sup>。シャープ勧告という戦後改革によって地方財政に大きな変化があったかどうか、戦前と戦後の関係を考えるうえで重要であり、戦後改革で地方財政が大きく変わってしまったのだとすれば、それは連続しているとはいえません。

吉田氏は、「シャープ勧告の地方行政にかんする部分は、地方税制においてすらそれは不完全にしか実現されなかったが、それにもまして、行政事務の再配分や平衡交付金制度のような中央の財政ならびに官僚機構と衝突する側面において、その実行は極めて不徹底な形に終わった」（吉田（1968）119・120頁）、すなわち大きく戦前期の体制を変えるには至らなかったと述べています。シャープ勧告の理想と理念は素晴らしかったけれども、現実の改革を見たときに、それはうまく実現されなかったとの評価です。

そして、吉田氏は「シャープ勧告が挑戦して敗れたあと、生き残った『敵』は挑まれたところのものである他はない。私はその源流を高橋財政下の地方財政に求めた」（吉田（1995）93・94頁）という問題意識をもちました。これが、戦前と戦後をつなげる考え方を、吉田が現状分析や研究のなかでどう獲得したのかということについての私の考えです。

また、吉田（1972）が書かれる前に、吉田氏は高度成長期の財政に関する現状分析を行っています<sup>11)</sup>。そこでは、社会資本充実策を推進する際、地方財政にその仕事を分担させるとともに、財政投融资が徹底的に利用されたことが明らかにされたうえで、政府間財政関係を構成する諸制度が「交付税といい、国庫支出金といい、地方債といっても、いまやいずれもが極めて流動的に取扱われ、一括して中央政府の側からの『財源措置』とみなされてきている」（吉田（1971b）224頁）ことが指摘されています。つまり財政投融资が主導して地方財政を公共投資に動員する政府間財政関係の源流はどこにあるのかという問題意識が生まれ、そこで歴史を見たときに、それは高橋財政のなかにあるという形でつながったのではないのでしょうか。

要するに、資本主義論といった理論のなかから出てきた問題意識はあるにしても、むしろ現状分析を徹底的に行いつつ歴史を見ていくというスタイルが吉田氏の研究の特徴です。

吉田氏の研究の第2の特徴は、預金部資金が地方に流入したことの意義の解明に先駆的に取り組んだことです。それまでの地方財政史研究のなかでは、預金部資金の実態は必ずしも明らかにされていませんでした。吉田（1972）は、それに先立って書かれた論文「地方財政と預金部資金」<sup>12)</sup>及び『昭和財政史 第12巻』（大蔵省預金部編）<sup>13)</sup>に取り組んだことをベースとして、預金部資金の運用全般につなげて地方への低利融資がどういう意味をもっていたのかを明らかにした先駆的な研究だと評価できます。吉田氏が預金部資金の重要性を指摘したことが1つの基礎となって、その後の地方財政史研究のなかで、預金部資金及び地方債に関する研究が蓄積

---

10) 脚注3に掲げた論文を参照せよ。

11) 吉田（1971a; 1971b）を指す。

12) 吉田（1953）を指す。

13) 大蔵省昭和財政史編集室編（1962）の「大蔵省預金部編」（吉田震太郎執筆）を指す。

されていきました<sup>14)</sup>。

最後に指摘したい吉田氏の研究の特徴は、地方財政および国、地方財政間の諸制度が国家的政策の執行のために体系化されて機能する政府間財政関係の全体像を明らかにする研究スタイルを地方財政史研究に取り入れたことです。

それまで戦後の地方財政史研究をリードしていたのは立教大学の藤田武夫氏です<sup>15)</sup>。藤田氏は、国の政策意図がどのように地方財政に反映されるか、とくに国・地方間の支配・従属関係の解明に力点を置いて、主にマクロの視点で制度研究を行いました。藤田氏は戦前期の地方財政における強度の官製の性格、官治性及び画一性を指摘しており、それが当時の通説的な考え方でした。それに対して吉田氏は、地方財政が国家的な政策に動員されていく過程に注目してマクロの視点で分析する点は藤田氏と共通点がありますが、その結論は官治性・画一性という言葉では終わりません。むしろ、国家的政策の執行のために国・地方間の財政を取り結ぶ、補助金、地方債、地方交付税といった諸制度が体系化されて、相互に関わりをもって機能するシステムとして存在することに注目したことが吉田氏の研究の特徴です。

吉田氏は、財政投融资主導型の地方財政システムとして国と地方の財政関係を捉えました。1つ1つの制度のみに注目するのではなくて、全体像を構造的にとらえる、つまりシステムとして政府間財政関係をとらえて歴史的にその形成期を明らかにする研究は、地方財政史研究のなかで大きな意義をもちました。それは神野直彦氏の「集権的分散システム」<sup>16)</sup>、金澤史男氏の「平等志向型」国家<sup>17)</sup>といった研究の道を切り拓く意味をもっていたのではないのでしょうか。

### 3. 研究会における議論<sup>18)</sup>

#### 戦前・戦後の連続と断絶

池上岳彦 それでは議論に入ります。吉田(1972)は、戦前・戦後連続説の代表のようにいわれていますが、井手さんからは、連続か断絶かというよりも、それを超えた見方ができるのではないか、という意見がありました。また、横山さんからは、たとえば1932年の内務省案や1940年の地方分与税と1936年の臨時町村財政補給金は性格が違うので、高橋財政の公共投資政策から財政調整制度に「論理必然的に」(吉田(1995)83頁)つながっているというのは少し

---

14) たとえば、金澤(1985-1986)、池上(1988)、永廣(1993)、井手(2001)参照。

15) 日本地方財政史に関する藤田の代表的な著作として、藤田(1941; 1949; 1976; 1978; 1984)がある。

16) 神野(1993)参照。

17) 金澤(1993)参照。

18) 議論のコーディネーターは筆者が務めた。なお、高橋財政に関する議論に加えて、林健久(東京大学名誉教授)から、吉田が財政と金融のバランスを重視する「金融に強い」財政学者であることが紹介された。また、出席者(吉田の指導を受けた学生を含む)から、吉田の研究・教育における歴史的視点の重視、論文の文体等に関する発言があった。

強引ではないか、というコメントがありました。

**横山純一** 内務省案が出されたのは1932年です。それは1920年代の初頭から始まる地方税負担の地域的不均衡という問題があって、三好重夫等が中心になって内務省が案を作るのですが、一方で三好は岩手県の庶務課長を務めていて、地方税負担の実態をしっかりと見ているのです。他方でイギリスの一般国庫交付金制度を勉強して、それが1932年につながっていったので、それは時局匡救政策と直接関係してできたとはいえないのです。

関連して、井手さんもいわれた通り、高橋財政は「起債+補助金」です。実際は、先ほど述べた通り、事業費の財源は国庫補助金で4分の3出して、残る地方一般財源のすべてを起債できたのです<sup>19)</sup>。そうすると、確かに財政調整がその時点では要らなくなるともいえるのです。少なくとも1936年の臨時町村財政補給金も偶然的かつ非体系的なものですから、論理必然的に出てくるといっても1940年というのが1つの画期になるのでしょう。私が出した3つの論点は、全部関連しているのです。

**岡本英男** 税収格差は1920年代からあったとしても、昭和恐慌の下で農村は疲弊し、教員の給与も支払えないという状況があったことについては吉田氏も調査を行っていました。その対策として、国庫補助金を使って、つまり地方財政を動員しながら国策を進める政策体系は、戦後からみればやはり1930年代が原点です。ただし、井手さんがいうように、高橋財政期を「準戦時期」と呼ぶのは早過ぎるので、むしろ金澤史男氏が高橋財政期の地方財政を「国独資的政策体系における平時的型態の一環をなすもの」(金澤(1985 - 1986)(二)117頁)と述べたのが当たっています<sup>20)</sup>。

確かに1940年は税制改革があるから、そこを起点にしても良いけれども、1930年代に日本の高度成長期に花開く、いわば国独資体系の萌芽があったという着眼点については、私はむしろ横山説に対して、吉田説を評価するところです。ただし、地方が疲弊して、地方の民衆はやっぱり国家が呼びかけていることに対して応えているのだから、あまり地方は国家に動員されていると被害者的に描かなくてもよかったのではないのでしょうか。

**井手英策** 横山さんもいわれましたが、むしろ国債の日銀引受で潤沢な資金が生まれたからこそ、財政調整制度が不要になったわけです。これは内務省だけではなく、大蔵省でも財政調整制度案が昭和6年、7年に議論されていて、両方がなくなってしまった。

実は、井上財政から高橋財政への質的転換というとき、私からみれば、まさに財政調整制度

---

19) もちろん吉田も、時局匡救政策が「財源としてまず国庫補助金を支出し、地方団体の自己負担分については起債を認め、——時にはこの農村振興土木事業資金のように全額起債すら認め、さらにその起債についても必要に応じて利子補給をする」(吉田(1972)431頁)制度であることを認識していた。

20) 吉田は、高橋財政に対する金澤の評価について「そのとおり。私は高度成長期という『平時的型態』の地方財政を念頭において『財政投融资主導型』の地方財政の源流を求めたのである」と述べた(吉田(1995)94頁)。

をやらなくてよくなったことが、質的転換の本質的意味なのです。だからこそ国が潤沢な資金を用いて公共事業やさまざまな施策を行いながら軍事費を増やすこともできた。財政調整制度をなくして地方を財源統制できるようになったこと、あるいは社会統合できるようになったことが、私にとっての質的転換です。したがって、質的転換を財政調整制度の発生と結び付けるという議論は受け入れられません。

**根岸睦人** 私自身の考えですが、1点目は、吉田氏の研究はマクロの視点が強いので、農村部の景気対策事業に、実際に動員されていく農村あるいは町村がどのような意識をもってそこに関わり、その実態はどうだったのかというミクロの視点からの分析も入れてみるとどうなのかということは、議論としてあると思います。

もう1点、日本の財政調整制度は、義務教育を全国の市町村にきちんと運営してもらうためにどうすれば良いのかということがきっかけでできてるので、その意味では、時局匡救政策に直接結び付けて議論するのは難しいところがあります。ただし、何に動員されるのかと考えたとき、時局匡救政策は、すべての市町村ではなく、農村部、とくに昭和恐慌で疲弊した農村部という、財政力の乏しいところに何か事業を行わせる必要がある。やはり何か補てんをしなければいけないので、「起債+補助金」というシステムを使ったのです。だからそこには財政調整の論理あるいは思想があるのではないかととらえています。

**横山** 財政力の乏しい市町村で時局匡救事業が行われる理由ですが、日本の場合は都市失業ではなくて農村失業です。みんな故郷に帰るので、農村に失業者がたくさんいる。だから、農村で時局匡救政策の地方振興土木工事になるのです。そこは財政力が乏しい町村ですが、とりあえず高橋財政下では財源は「起債+補助金」で保障されていました。ですから1940年まではその流れで行けたはずですが。実際には、1934年で終わるわけですがそれでも。

それから、根岸さんがいうとおり、最初は義務教育費国庫負担金のなかに地方財政調整が加味されたのです。三好重夫等の議論を読むと、義務教育費国庫負担金ができるときは、町村の経費の半分は教育費なので、それを中心的に財政調整したけれども、地方団体は教育以外にもいろいろなことを行っているのです。やはり一般財源を地方財政調整制度で保障しなければならぬ、こういうことを言いだしているのです。だから、それと時局匡救事業がどう結びつくのかなというのが、私にはまだ疑問が残ります。

**岡本** 歴史的には、横山さんと井手さんが指摘したとおり、高橋財政のときは補助金が潤沢だったのも事実だと思うけれども、吉田氏が「論理必然的」というように、補助金プラス起債して、その利子負担を行う、それから補助金の裏負担という場合、いずれ財政調整制度は出てくる問題です。1936年の臨時町村財政補給金は国庫が潤沢な状況で小規模に終わって、1940年に完備された地方分与税として、それこそ戦時体制の下でできるけれども、平時においてもそういう仕組みは必要であって、私の言葉で言うと現代の日本型福祉国家システムの萌芽をこの辺りに求めたという着眼点は十分評価できます。吉田氏が1940年の話をもっと詰めるべきだっ

たというのは、その通りだけれども。

高度成長期の問題意識について、吉田氏は1982年の論文「地方自治と行財政」<sup>21)</sup>で書いています。ここでは、オイルショック以降も含めて、現実の地方財政の状況について、非常に縦割り行政で地方の主体性がなくなっているという彼なりの憂慮が表れた論文です。戦後の高度成長期といっても、同時に公害をはじめとさまざまなひずみの問題があり、しかもこういう仕組みは、地方が主体性をなくして、地方自治という観点を入れた場合に——これは井手さんの『高橋財政の研究』でも意思決定の問題を強調されているので、よくわかると思いますが——意思決定は誰がするか、どういう地域づくりをするか、という観点からいうと、それに“No”を突きつけたという気がします。これはいまでも重要な問題提起でしょう。私は逆に、福祉国家的な行財政構造が非常にスムーズにできましたという見方をするのですが。

井手 吉田氏は、細かく歴史実証する人たちがいるのに対して、私はそうじゃないというときに「論理必然的」という言葉を使っていますが、私にいわせると、論理的に考えれば、当時の仕組みでは国庫補助金がつくと起債許可が緩和されるのです。横山さんがいわれたように、財政力の弱いところに補助金をつければ、起債許可が緩和されて起債できて、そこに預金部資金を融資して利子補給もするので、財政力が弱くても公共事業ができるわけです。つまり、論理的に考えるならば、国の気持ち一つで財政力格差は是正できるわけです。

ところが現実には、景気の回復具合がすごく跛行的だった。一方で一生懸命地方のほうにお金を出したけれども、他方で軍事費による軍需景気の効果は都市に行ってしまう。そうすると、公共事業以上にこちらのほうが効いて、景気回復にばらつきが出て、期せずして都市の景気のほうがよくなってしまいました。そのときに、昭和10年、内閣審議会の内閣調査局のなかで何とかしなければいけないということで、臨時町村財政補給金が生まれてくる。つまり、昭和11年に臨時町村財政補給金が出てくるのは、論理的必然性ではなく、政治そのものなのです。論理的必然性というならば財政調整制度は要らなかったが、むしろ、ポリティクスそのものだったので財政調整制度を入れざるを得なかったというところに核心がある気がします。

岡本 たとえば、そういう 이슈が軍事化と同時に起こったのですが、要は重化学工業の進行による都市と農村の問題が現代資本主義では、とくに後進国日本では不可避の運命だとすれば、「論理必然的」という言葉はそれほど違和感がないのですが。

井手 たぶん不可避の運命ではなく、やってみたら予想外に都市のほうが景気が良いということだった、これは別に必然性でも何でもない。それにどう対応するかということで、政治のほうに対応して財政調整制度が出てきた。つまり、私が最初から問題にしているように、見方によって連続もするし、断絶もするので、その問いの立て方自体がやはりおかしいのかなという気がします。

---

21) 吉田 (1982) を指す。

池上 吉田（1995）では、先ほど横山さんも引用された「起債+補助金」という1932年の方式はおそかれ早かれ「起債+補助金+財政調整制度」という1936年以降の方式に当然発展すべきものだったと書いた時の考え方が説明されています。1932年に内務省が発表した地方財政調整交付金という財政調整制度がこの時に実現しなかったのは「そのことの方が政治的気紛れのなせるわざであって、四年や五年のおくれはどうでも良いということになる。…（中略）…大筋においてこの考え方が間違っていると思えない」（吉田（1995）85・86頁）と書いたうえで、財政調整制度が実現するにはしっかりした中央税制ができていることが前提となるのに、1932年時点ではその前提が満たされていなかった。1936年の馬場増税案も成立しなかったので、結局1940年の「所得税中心の直接税を根幹とする中央税制の確立と、それに支援された地方財政調整制度の成立」（同前、86頁）を待たざるを得なかった、要するに財政調整するにしても、税制がしっかりしていて税収がなければしかたないというとらえ方です。

この動きを「政治的気紛れ」と呼ぶのは、経済と違って政治には「論理必然」がないという考え方でしょうか。私は、財政も経済自体も「論理必然的」にきれいに動くわけではなく、実際には、政治史の流れ、経済史の流れ、双方が相まって現実の財政制度改革が進んでいったのだと思います。

ところで、軍需景気で良くなったのは都会のほうで、農村のほうは苦しかったということで、地方税の税収格差が大きな問題になっていったのはそのとおりで、私も以前研究したことがあります<sup>22)</sup>。「起債+補助金+財政調整制度」のなかに税制という言葉が入っていないのでパズルがなかなか完成しないのだと私は思います。しかし、その点は意識されていたものの、吉田（1972）は共同研究書に収録された紙幅の制約が強い論文なので、すべてを詳細に書くのは無理ですが、少なくとも問題提起の意味は達したと考えられたのでしょう。

### 「財政投融资主導型の地方財政」

井手 「財政投融资主導型」という言葉が繰り返し使われますが、皆さんはこれをどう評価するのでしょうか。私は、これは金融を見過ぎて、財政投融资につながる部分を強調し過ぎた感じがするのです。それは池上さんがいわれたことと関係していて、やはり税との関係でなければ財政調整制度はできないので、財政投融资主導型ではないと思います。

池上 吉田氏は、先ほど根岸さんが名前を挙げた立教大学の藤田武夫氏をはじめ多くの地方財政学者と、国際比較も含めていろいろな研究会を行っていたとうかがっています<sup>23)</sup>。そのなかで日本財政の特質を考えたときに、預金部資金や財政投融资という制度が1つの特質として

22) 池上（1993）参照。

23) 藤田ほか（1968）357頁参照。藤田武夫を中心として発足した「地方財政研究会」の第1回（1950年11月）には、藤田のほか、吉田震太郎、恒松制治、赤島昌夫、星野光男、柴田徳衛、小沢辰男、法貫三郎及び吉岡健次が参加した。

とらえられたと思いますが、それは補助金があれば財政調整制度はなくても景気対策を始められたという横山さんのお話につながります。農村振興土木事業の財源は補助金が4分の3で、残る4分の1が地方債発行だから、当面地方税収を使わなくてもいいので、貧しい地域でも公共投資ができたのですが、その地方債を引き受けたのが預金部地方資金であり、それにより公債費の負担が発生するまでの時間稼ぎができたということですね。

そういう時間稼ぎができるシステムを作って、貧しい地域も公共投資に動員する、という国策をとれたのが日本の特質だ、ということをもとめて財政投融资主導型と呼んだのですが、それが根本的な解決になっていないというのはそのとおりで、公債費の負担が発生したときにどうしようということになります。

公債費負担が問題になることは、今もいえることです。皆さんがご存じのとおり、1990年代辺りはふるさとづくり、地域づくり等といってさまざまな投資事業が行われましたが、地方単独事業も含めて地方債発行を認めているいろいろなことをやったけれども、後で公債費負担が増えてしまった、という問題がありました。地方交付税で公債費負担を補てんしてくれるはずでしたが、それは公債費の一部だけだったので、財政が苦しくなった団体はたくさんあります。財政力の弱い地域を公共投資に動員すると、そういうことが起きやすいというのは、実は歴史が繰り返しているところです。ただし、後者の話は起債と財政調整制度の関係ですが。

井上博夫（岩手大学名誉教授） 財政投融资主導型という言葉聞いて思い出したのですが、吉田氏は、明治維新直後から日本の資本主義全体を通して、郵便貯金が大きな役割を果たしたことを重視していました。それから、戦後の高度成長期と高橋財政をつなげる見方ですが、戦後の高度成長期はそれぞれ財政投融资主導型で社会資本整備をする、もう少し後になると地域間の格差是正も公共投資を通じて行う、ということをも重視していました。

そのときに、井手さんは、公共投資あるいは時局匡救事業は「論理必然的」には財政調整につながらないというお話でしたが、私も直結はしないと思うけれども、少し異論があります。池上さんもいうように、高橋財政の時は預金部地方資金で手当てできるけれども、当然、元利償還がついてくるので、元利償還の資金は地方税収ですかというと、税収格差があるからできないという話になった。ところが、戦後の高度成長期以降の財政投融资は、地方交付税の事業費補正等の形で担保されてくる。そこで初めて「補助金+地方債+財政調整制度」というような形ができます。だから、高橋財政とは直結しないのはそのとおりだけれども、それは最初から3年だけという形になっていたのが大きな理由でしょう。なぜかというと、地方団体の予算を見ても、臨時費が膨らむのであって、経常費は膨らまずに、ぎりぎり抑えられる状態が続いていました。地方財政調整制度が本格的にできるためには、臨時的支出ではなく、経常的に必要とされる経費を賄える財源を地方に保障していく必要があります、それには戦後を待たなければいけません。

では、1940年とは何だったのか。1940年の地方財政調整制度と戦後の地方財政調整制度は、



目的とするところがかなり違ってきます。形をみれば連続説だとしても目的の違いが大きい。つまり、1940年は戦時体制で地方財政を圧迫している状態であり、なるべく地方を均等化することによって経費を節減していく。戦後は、岡本さんがいわれるように、福祉国家という視点からみて地方財政の核は財政調整であり、それは地域間格差是正のため、あるいは福祉財政をすべての地方自治体でやっていけるためのもの。そこが大きく変わったと整理できるのではないですか。

岡本 そのとらえ方で良いと思います。

井手 よろしいですか。1つは、なぜ昭和15年に地方分与税制度が入ってくるかを考えたときに、これは先にお亡くなりになった奥野誠亮さんという内務官僚に直接お会いしてうかがった話ですが、要するに「あてがい扶持」だったということです。つまり、戦時期に固有の財政需要があって、それを地方団体にやらせなければいけないから、その戦時財政需要を賄うために国税の一定割合を財政力の弱いところに手厚く配分していくと。これは戦争がない限り起きない話です。何であれ財政調整制度が入ってきたといわれるのであれば、やっぱりそれ以前の民生的な財政需要と軍事的要請によるそれとは決定的に違うことを見落としてはいけない気がします。

もう1つは、確かに、預金部資金が重要であることや財政投融资が日本的特質であることには私も同意します。しかしながら、財政投融资主導型といわれてしまうと、それはやはり違う気がします。預金部資金が高橋財政期に地方資金貸付に投入されて、預金部資金が国債を引き受ける余裕をなくしたからこそ日銀が国債を引き受けたのです。私にいわせれば、日銀引受主導型です。しかも、吉田（1972）における定義では財政投融资とは預金部の資金運用のことで、預金部の資金運用というなら、むしろ重要なのは国債の買い入れです。ところが、それでは回らなかったからこそ、国債の日銀引受をやったわけです。

岡本 ただし、吉田（1972）は国債の日銀引受等を一応横に置いた議論であり、それから井上さんや根岸さんがいうように、高度成長期の問題意識で高橋財政の問題を論じています。日本の公共投資は基本的に地方財政が担うわけで、その場合に補助金をつけてやる場合があるとしても、やはり金融的にやる。高度成長期はそれどうまく循環していたという着想で、そのときの地方財政と国の財政の連関を見ながら論じたと私は思います。

井手 財政投融资という制度ができた時に光を当てると、それはドッジ・ラインです。ドッジ・ラインのデフレ・インパクトが強くて、預金部の資金を撒布しないとショックが大き過ぎるということで、ドッジが許可をして、預金部を改革して資金運用部が生まれて、財政投融资が制度化されていくのです。財政投融资の成立は明らかに金融市場調節によるインフレ・コントロールと関連しているのです。それに対して、今日ずっと議論してきた財政投融资のイメージは、むしろ郵便貯金等の資金を地方に還元しなければいけないという戦前の地方還元論的な意味合いで議論してきました。

結局、財政投融资という言葉のどこに光を当てるかによって、見え方がまったく違っていて、戦前の預金部の資金運用の話つまり地方還元論と、ドッジ・ラインを挟んでできた財政投融资とは、少なくとも高度成長期の初期においてはまったく違うものであると私は思います。結局どこに光を当てるかによって連続しても見えるし、断絶しても見えるということですね。

井上 その点は同意します。

井手 歴史の連続・断絶という議論は、学者としては楽しいけれども、そこを超えていかなければいけないということを、若い人たちには考えてほしいのです。

### 現時点からみた高橋財政の評価

池上 最初の岡本さんの問題提起ですが、高橋財政の時期をいわゆる福祉国家の前史としてとらえる、もしくはケインズ主義的な観点から現在も積極的に評価できる、という点についてはいかがですか。

岡本 高橋財政については、これはいわゆる準戦時体制の前史で、インフレを促進した、また国債の日銀引受は日銀の独立性を否定した非民主的なものだという評価もみられます。いまでも、財政再建つまり均衡財政に限りなく近いほうが本来の健全な日本経済を取り戻せるという論調は強いですね。それでも、高橋財政期の経済パフォーマンスは馬場財政期よりも良いのです。国債の日銀引受は行うけれども、景気が良くなって税収が増えると、国債の発行を抑制しています。私はやはり高橋財政がもつ現代的意義をもっと評価したほうが良いと考えています。

井手さんの『高橋財政の研究』は、資料的に正確なことがたくさん書いてあるけれども、最後にどう考えているかという点、やはり二面性があって、経済パフォーマンスについてのケインズ主義の成功という面と、それから日本を非常に規律のない体制へ導いていった面と、両方に読み取れるので、井手さんの考えをもう一度聞きたいのですが。

井手 私は、制度には善いも悪いもないと思うのです。要は、それを運用する人たちの問題です。つまり「国債の日銀引受イコール悪」というのは間違いで、それを上手にコントロールできるのであれば日銀引受をやっても良いと思います。むしろ、いまは日銀がどんどん国債を買って、日銀が背負い込む国債がどんどん増えているのですから、私は、いまのほうがはるかに日銀引受よりも悪い状況をつくっていると思います。高橋財政の時期は、日銀が引き受けた国債を売って、日銀自身が背負い込まずに済んでいるので、政策転換がスムーズにできたというメリットもあった。だから、私は日銀引受性悪説には立ちません。

ただし、高橋財政を評価するときのポイントの1つは、軍部がいたということです。軍部からは激烈な予算要求があり、大蔵省はインフレーションになるから財政拡大はこれ以上はできないといってそれに対峙しました。実際は、日銀引受を行いながらも、昭和19年の秋まではインフレが起きない。戦時期でさえインフレを起ささないくらいコントロールはできていたのです。ところが、大蔵省は戦略として、インフレになるから財政は拡大できないといって軍事費

に枠をはめようとしたのですが、その結果として、予算総額をコントロールするという発想が定着していく。つまり、中身は問題ではなく——中身は軍事費が5割以上を占める不健全な予算ですが——総額さえコントロールできていれば良いわけです。

マクロという視点が入ったことが高橋財政で起きた決定的な転換だと私は考えます。マクロ経済政策の導入という質的变化が起きたために、地方財政も動員して、マクロ経済をコントロールしようとするわけです。そのときに残念ながら、財政民主主義的な意味での資源配分を犠牲にしても、とにかくマクロ経済をコントロールすれば良い、という発想になっています。いまの日本の財政は少なくともこの10年ぐらいは絶対に破綻しないので、マクロの話をしては仕方ない。むしろ配分の問題をきちんと議論したほうが良い時期なのに、財務省の思想では総額をどうコントロールするかということしか考えないのです。そのことが景気の足かせにもなるし、資源配分や所得分配でも齟齬を来していく。そちらのほうが罪は大きい気がします。

ですから、二面性といわれましたが、私は国債の日銀引受が悪いとは思わないので、高橋財政を前向きに評価したい面もあります。ただし、高橋財政は、総額をコントロールするという財務省の思想に決定的な影響を与えてしまっていることは、現在の経済や社会、政治に対して非常にネガティブなインパクトをもっているという意味であれば、ネガティブな評価をしなければいけません。

岡本 わかりました。

#### システムとしての政府間財政関係

池上 根岸さんはシステムとしての政府間財政関係という視点を提起されましたが、私も発言した通り、高橋財政から1940年税制改革にかけて成立した「起債+補助金+財政調整制度」には税制という言葉が欠けているために、パズルが完成しにくい面がありました。1930年代の地方税は税収の地域間格差が拡大したのですが、そのインパクトについて説明していただけますか。

根岸 1930年代に入ると、昭和恐慌のなかで、一方で、農村部では税収がどんどん少なくなっていきました。また、地方税の構造そのものにも、不公平な税、例えば戸数割のような低所得層にもかなり重い負担をもたらす税が含まれていました。他方で、都市部では戸数割を課税しなくても良い団体もあるので、都市と農村で違う税を課しているという特殊な構造もありました。そういったことを背景に、次第に農村部の負担、疲弊が強まってくる。そのなかで財政調整による農村部の救済が必要になってくる。そのなかで高橋財政から始まるように、農村部で事業を起こして救済していくという思想が出てくるのだと思います<sup>24)</sup>。

池上 では最後に、システムとしての政府間財政関係という視点について補足があればお願

---

24) 根岸 (2009; 2015) 参照。

いします。

根岸 藤田氏のマクロな視点からの地方財政史研究が戦前の地方財政全体を官治性という言葉で表現したことに対して、さまざまな研究者が批判しています。たとえば佐藤進氏は、戦前を官治的・地方自治というのはどういう意味かわからず、むしろ戦後よりも中央集権化が未熟だったと評価しました<sup>25)</sup>。そして、吉田氏の研究が出るわけですが、そこではどのようなシステムで地方財政が国に動員されていくのか、とくに起債、補助金、地方財政調整、また本来は地方税も含まれると思いますが、そうした制度がどのように結びついて国に動員されていくのかを具体的に明らかにしたという意味で、とても革新的な論文だったと思います。そういう見方が、その後続く研究者の研究のなかにも反映されてきているのではないのでしょうか。

ただし、そのようにシステムの全体像をみようとする研究は、そのシステムの構造とか、メカニズムの解明に重点を置くわけです。そうすると、1つ1つの歴史としっかり照らし合わせた実証研究がベースにないと、表面的な議論に終わってしまうかもしれない。その意味で、私の報告のなかでお話しした通り、現状分析・実証分析を基礎としてシステム論を展開することが大事です。神野氏や金澤氏の研究も、システム論としての論文がとても象徴的だけれども、そのベースにある時代ごとの実証的な、かつ緻密な歴史研究が基礎になっています。財政史研究は、その全体像を見るという見方と、細かい論点をしっかりと実証して研究していくという見方を両面しっかりやらなければいけないということを、今回、吉田氏の研究を振り返るなかであらためて強く感じました。

池上 ありがとうございます。これで本日の研究会を閉じさせていただきます。

#### 4. おわりに——若干のコメント

この研究会で議論されたテーマは、過去の問題にとどまらず、歴史研究に根差した財政制度論にとっては現在も重要な論点である。最後に筆者のコメントを記しておきたい<sup>26)</sup>。

第1に、戦前・戦後の連続と断絶について。いわゆる「連続説」は、1920～30年代におけるケインズ主義的景気政策、社会保障・社会権、民主主義政治の発展を重視し、それが戦後期の政治経済的発展の基盤となったことを重視する。日本の地方財政についてみれば、吉田震太郎が重視した高橋財政の「起債+補助金」から発展した1940年体制の「中央税制+起債+補助金+財政調整制度」が、戦後の地方財政システムにつながったという意味で「連続説」は妥当する。ただし、その出発点を論じる場合、経済政策をみれば高橋財政が目立つものの、政党政治と大衆民主主義の発展、社会政策の展開、利益団体の組織化等に注目すれば、大正デモクラシ

25) 佐藤 (1968) 参照。

26) 筆者のコメントは、本稿を取りまとめた2021年1月時点のものである。

一体制の到達点を示す1920年代を出発点と考えることができる<sup>27)</sup>。それに対して「断絶説」は、ファシズム体制と戦後改革の対照的な性格を重視する。

しかし、井手も指摘したように、そもそも重視するテーマが違うのであれば、両者が正面から対立していると考えする必要はなく、何が連続し、何が変わったのかを個別的に判断すべきである。また、現時点の財政制度を研究しつつ、その「源流」をさがす視点は「どこで始まって、そこから連続しているか」という議論になる。それに対して、歴史そのもの、とくに日本のアジア侵略政策を支えた財政運営を検証する視点からは、「戦後改革＝民主化による戦前・戦時システムの断絶」を強調したくなる。

ただし、高橋財政の現代的性格を重視した吉田は、戦時期の財政を無視していたわけではなく、根岸報告で紹介されたように、論文「地方財政と預金部資金」、『昭和財政史 第12巻』（大蔵省預金部編）等において戦時期財政を預金部資金の面から詳細に分析した。また、吉田を批判した大石嘉一郎は、その後の論文では戦前と戦後の連続性をも認めるようになり、高橋財政についても「恐慌克服策と軍事経済化が並存した」として、戦時体制の端緒という点のみを強調していた旧稿の評価を変化させた<sup>28)</sup>。

社会科学は、研究する時点の社会・経済・政治状況に応じた現状分析を行うことが求められる。しかも、マクロ現象の実験は困難であるから、歴史研究のなかから現在につながるものを見出す研究は必要である。その視点が吉田の研究の特徴であることは、根岸が述べた通りである。吉田（1972）に結実する研究が行われたのは1960年代後半からであり、高度成長期において財政投融资を活用した社会資本整備に地方財政が動員されるシステムの分析が強く意識されていた。その政策体系の源流が高橋財政に求められたといえる。

ただし、上で述べた政党政治と大衆民主主義、社会政策等は、その時々との対外関係——それは対外侵略戦争も含む——による制約を受けつつ、現代政治につながる発展を遂げてきた。財政は社会を統合する結節点であり、経済史と政治史、双方の流れのなかで財政制度改革と財政政策が展開されてきたのである。

第2に、「財政投融资主導型の地方財政」の評価について。井手が述べたように、高橋財政

---

27) 池上（2014）59～61頁、根岸（2015）52～53頁参照。

28) 大石（1987）は高橋財政を「金輸出再禁止—管理通貨制度の成立を前提に、恐慌克服と満州事変遂行を双翼として国家独占資本主義化がはじめて開始される…（中略）…恐慌克服策と軍事経済化が並存した」（33頁）と評価した。この見解の変化について、大石（1990）243～245頁を参照せよ。なお、昭和恐慌期から戦時期にかけての郵便貯金と預金部資金の動向に関する大石（1987）27～28頁の記述の典拠は、吉田が執筆した『昭和財政史 第12巻』（大蔵省預金部編）である。

また、戦前期地方財政の地方自治的性格を指摘した佐藤（1968）に対して、大石（1973）は戦前と戦後の歴史上の「断絶」を強調した。しかし、大石（1990）は「その後私は、戦時期の改革と国家的統制が戦後の地方財政の前提となっていること（歴史上の「連続」）をも重視すべきであると考えに至っており…」（268頁）と述べた。

期には預金部資金が地方資金貸付に投入されて、国債引受の資金が不足したために、日銀が国債を引き受けた。また、吉田は、政府が行った郵便貯金利下げにより郵便貯金の減少が予想されたため、地方資金貸付の原資を確保する目的で、預金部が手持ちの公債等を日銀に売却して原資を補充する計画があったと述べている<sup>29)</sup>。さらに「高橋財政そのものが、必要と思われる支出は公債の日銀引受という方法によってでも行なう財政であった」(吉田(1972)425頁)との特徴づけもみられる。したがって、高橋財政は全体としては日銀依存型(井手の言葉では「日銀引受主導型」)であり、その枠のなかで地方財政を動員する公共投資政策は預金部資金積極活用型(吉田の言葉では「財政投融资主導型」<sup>30)</sup>)だったといえる。

また、ドッジ・ラインを受けて、1951年度に預金部が資金運用部に改組され、1953年度からは財政投融资計画が策定されるようになり、井手によれば、その当時の主要課題は金融市場調節によるインフレ・コントロールであった。また、財政投融资実績に占める地方公共団体向け融資の割合は当初4割程度であったが、その後は低下して1960年代は2割前後であった。しかし、地方財政の側からみると、地方債計画の資金における政府資金<sup>31)</sup>の割合は、1960年代初頭までは7～8割、その後も1970年代前半までは6割前後と、過半を占めていた<sup>32)</sup>。財政投融资の側では運用先の多様化が進んだものの、地方財政の側は政府資金に依存し続けたのである。また、高度成長期を通じて地方公共投資のなかで国庫補助事業が地方単独事業を上回っていた<sup>33)</sup>。その意味で、高度成長期は国の財政投融资政策が主導権を握っていたといえる。

第3に、現時点から見た高橋財政の評価について。高度成長期が終焉したとされる1970年代初頭からも約50年の時間が経過した。しかし、先に述べたように、歴史研究のなかから現在につながるものを見出す研究は必要である。とくに、世界的な金融危機あるいは不況に襲われるたびに、世界大恐慌の研究、あるいはケインズ主義的景気対策及び社会保障政策の源流を求め、その実態と政策的反省点を解明する研究が活性化する。

29) 吉田(1972)422～427頁。ただし、実際にはこの公債等の売却は行われなかった。

30) 吉田が1930年代についても「財政投融资」という語を用いたのは、島・宮本(1961)15～17頁、遠藤(1961)70～80頁、武田・志村(1961)136～143頁、武田(1963)97～118頁等において、第二次大戦期以前についても、たとえば「政府資金が事業資本または貸付資本として投下もしくは融通されるもの」「政府が主体となっておこなう資金形成のうち金融現象一般に共通な過程を有するもの」(武田(1963)97～98頁)が「財政投融资」と呼ばれていたのに倣ったものと推察される。

31) 「政府資金」は、資金運用部資金(郵便貯金、厚生年金・国民年金積立金等)及び簡保資金(簡易生命保険・郵便年金の積立金)である。

32) 財政投融资実績及び地方債計画(改定後金額)の数値は、池上(1987)第21表(531～532頁)、第25表(548～553頁)及び第26表(554～559頁)による。なお、統計の原資料は、大蔵省『財政金融統計月報』(財政投融资特集)、大蔵省主計局調査課編『財政統計』各年度版、自治省財政局地方債課監修『地方債統計年報』各年度版である。

33) たとえば、地方財政普通会計の普通建設事業費決算額をみると、1961年度は国庫補助事業費3,769億円・地方単独事業費2,277億円、同じく1966年度は9,365億円・5,676億円、1971年度は2兆3,199億円・1億8,565億円であった(自治省編『地方財政白書』各年版による)。

岡本は、高橋財政期の経済パフォーマンスが良好だったこと及び景気回復と税収増大の兆しがみえた時点で国債発行を抑制した柔軟性を、現在も適用可能なケインズ主義的政策として積極的に評価する。それに対して井手は、高橋財政により予算総額を調整してマクロ経済をコントロールすればよいという発想が発生・定着し、それが現在も財政民主主義的な意味での資源配分と所得分配に対するネガティブなインパクトをもっていると評価する。

日本に限らず、経済危機に際して財政出動による景気対策は頻繁に行われる。しかし日本では、とくに1990年代初頭のバブル崩壊以後、政権が景気浮揚をはかる経済対策について「大規模」「迅速」を強調する傾向が強まっている。各年度の当初予算は、年間を通じて概算要求とそれに対する慎重な査定が実施される形で編成される。それに対して、年度途中で「迅速」な決定を強いられる「大規模」な補正予算が何度も割り込んでくるようであれば、本来あるべき施策の内容と経費の精査に支障を来すおそれがあることは否定できない。

最後に、システムとしての政府間財政関係について。高橋財政から1940年税制改革にかけて成立した「起債+補助金+財政調整制度」には税制という言葉が欠けていた。実際には、根岸が述べたように、農村部では地方税収が急減し、税の構造にも問題があった。また横山は、高橋財政を特徴づけた公共投資政策だけでは財政調整制度の成立とは直結しないことを指摘した。さらに井上は、財政調整制度は経常的経費を賄える財源を地方に保障していく必要があり、それには戦後を待たなければならなかったと述べた。

確かに、地方自治の原則を尊重しつつ、社会保障・教育等の対人社会サービスについて財源保障を行うとすれば、財政調整制度の原資となる国税の充実とともに、租税原則に適う地方税制の充実を組み込んだ政府間財政システムをとらえる必要がある。その政府間財政システムの完成形態が高橋財政期にみられたわけではない。現在の政策体系の「源流」すなわち政策手法の出発点を見出す研究は、そこから現在まで絶え間なく同じ政策手法が「連続」することを要求するものではない。

第一次大戦の終結から100年余り経過した現在（2021年）も、財政制度の基盤である政治体制においては「民主化」が一直線で進展するわけではなく、経済的にみれば「先進国」であっても「民主主義」と「権威主義」の攻防が繰り返される例には事欠かない。財政学は、経済と政治の現代史的展開をそれぞれの論者が描き、その「論理化」「構造化」の妥当性を競いつつ、財政制度分析を展開しなければならないのである。

#### 参考文献

- 池上岳彦（1987）「地方債制度に関する法規および長期統計」地方債問題研究会・全通本部調査室編『郵貯・簡保資金と地方債—地方資金の実態と地方債制度の問題点』全通信労働組合中央本部、289～559頁。
- （1988）「戦前期日本の地方債政策—地方債許可制度を中心に」研究年報『経済学』（東北大学）第49巻第4号、43～60頁。

- (1993)「戦間期における直接税負担の地域間格差」『新潟大学商学論集』第25号, 1～52頁。
- (2014)「日本財政の展開」片桐正俊編『財政学〔第3版〕』東洋経済新報社, 55～72頁。
- 井手英策 (2001)「起債許可制度と財源統制—財政の『健全化』に見るフィスカルポリシーの一側面」『証券経済研究』第32号, 91～112頁。
- (2006)『高橋財政の研究—昭和恐慌からの脱出と財政再建への苦闘』有斐閣。
- 永廣顕 (1993)「預金部資金運用政策の変化—高橋財政期の大蔵省預金部」『証券経済』第185号, 147～172頁。
- 遠藤湘吉 (1961)「財政投融资の対象」鈴木武雄・新庄博・高橋泰蔵・林栄夫編『金融財政講座 (第3巻) 財政投融资と民間投融资 (上)』有斐閣, 65～116頁。
- 大石嘉一郎 (1973)「戦後地方財政改革の意義」林健久・貝塚啓明編『日本の財政』東京大学出版会, 403～422頁。
- (1978)「昭和恐慌と地方財政—農村財政を中心に」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会 (第1巻) 昭和恐慌』東京大学出版会, 81～148頁。
- (1987)「世界大恐慌と日本資本主義—問題の所在」大石嘉一郎編『日本帝国主義史 (第2巻) 世界大恐慌期』東京大学出版会, 3～37頁。
- (1990)『近代日本の地方自治』東京大学出版会。
- 大蔵省昭和財政史編集室編 (1962)『昭和財政史 (第12巻) 大蔵省預金部・政府出資』東洋経済新報社。(吉田震太郎が「大蔵省預金部編」1～508頁を執筆した)
- 岡本英男 (2007)『福祉国家の可能性』東京大学出版会。
- 金澤史男 (1985-1986)「預金部地方資金と地方財政 (一)・(二)」『社会科学研究』〔東京大学〕第37巻第3号, 201～291頁; 同巻第6号, 53～120頁。(後に, 金澤史男『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社, 2010年, へ収録 [第3章: 107～262頁])
- (1993)「『平等志向型』国家の租税構造」『歴史学研究』第652号, 26～39頁。(後に, 金澤史男『自治と分権の歴史的文脈』青木書店, 2010年, へ収録 [第2章: 43～73頁])
- 木村武司 (1983)「两大戦間期における日本地方財政構造の再編成—量的側面からの接近 (下)」『山形大学紀要 [社会科学]』第14巻第1号, 35～83頁。
- 佐藤進 (1968)「戦前の地方財政と戦後の地方財政」藤田武夫教授還暦記念論集『戦後地方財政の展開』日本評論社, 13～23頁。
- 島恭彦・宮本憲一 (1961)「財政投融资の機構」鈴木武雄・新庄博・高橋泰蔵・林栄夫編『金融財政講座 (第3巻) 財政投融资と民間投融资 (上)』有斐閣, 1～63頁。
- 神野直彦 (1993)「『日本型』税・財政システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社, 211～244頁。
- 武田隆夫 (1963)「財政投融资—戦前と戦後」鈴木武雄教授還暦記念論文集 [大河内一男編]『日本の経済—戦前・戦後』東洋経済新報社, 97～124頁。
- 武田隆夫・志村嘉一 (1961)「財政投融资の原資」鈴木武雄・新庄博・高橋泰蔵・林栄夫編『金融財政講座 (第3巻) 財政投融资と民間投融资 (上)』有斐閣, 117～178頁。
- 永安百治 (1933)『地方財政調整論』良書普及会。
- (1934)「英国一般国庫補助金制度の運用状況」『自治研究』第10巻第1号, 205～210頁。
- 根岸陸人 (2003)「日露戦後から第一次大戦後にかけての都市教育財政問題—東京市における市区間財政関係を事例として」『立教経済学研究』第57巻第1号, 93～118頁。
- (2009)「戦前期の日本における地方不動産課税—1940年税制改革の分析を中心として」『財政研究』第5巻, 276～295頁。
- (2015)「近現代財政の展開」池上岳彦編『現代財政を学ぶ』有斐閣, 46～63頁。
- 林健久 (2003)「現代福祉国家と地方財政」林健久編『地方財政読本〔第5版〕』東洋経済新報社,



293～320頁。

藤田武夫（1941）『日本地方財政制度の成立』岩波書店。

—（1949）『日本地方財政発展史』河出書房。

—（1976；1978；1984）『現代日本地方財政史（上巻・中巻・下巻）』日本評論社。

藤田武夫・吉岡健次・山本秀雄・小沢辰男・野口尚（1968）「〔座談会〕日本における地方財政論研究の発展—藤田教授の業績をめぐって」藤田武夫教授還暦記念論集『戦後地方財政の展開』日本評論社，351～362頁。

三好重夫（1933）『地方財政改革論』良書普及会。

—（1932-1933）「英国に於ける国庫交付金制度（一）～（四）」『自治研究』第8巻第8号，67～72頁；同巻第9号，83～94頁；第9巻第7号，67～74頁；同巻第8号，81～94頁。[1929年地方行政法（Local Government Act, 1929）の財政関係規定の邦訳]

持田信樹（1993）『都市財政の研究』東京大学出版会。

横山純一（1980）「財政から見た南郷村政」『南郷町史（上巻）』宮城県南郷町，606～659頁。

—（1985）「恐慌冷害化の村財政」『南郷町史（下巻）』宮城県南郷町，52～69頁。

吉田震太郎（1953）「地方財政と預金部資金」『経済学論集』〔東京大学〕第21巻第1号，58～94頁。

—（1960）「シャープ地方税制の成立」研究年報『経済学』〔東北大学〕第22巻第2号，104～162頁。

—（1962）「シャープ勧告の再評価について」鈴木武雄先生還暦記念論集『経済成長と財政金融』至誠堂，98～110頁。

—（1968）「シャープ地方税制の成立と解体」藤田武夫教授還暦記念論集『戦後地方財政の展開』日本評論社，111～125頁。

—（1971a）「現代財政の諸段階」大内兵衛・向坂逸郎監修『大系国家独占資本主義（第5巻）日本の国家独占資本主義・下—情勢分析』河出書房新社，106～149頁。

—（1971b）「所得の地域的再分配」大内兵衛・向坂逸郎監修『大系国家独占資本主義（第5巻）日本の国家独占資本主義・下—情勢分析』河出書房新社，220～229頁。

—（1972）「高橋財政下の地方財政」高橋幸八郎編『日本近代化の研究（下巻）—大正・昭和期』東京大学出版会，421～442頁。

—（1978）「近代日本財政の諸段階」研究年報『経済学』〔東北大学〕第40巻第3号，79～90頁。

—（1982）「地方自治と行財政」柴垣和夫・大内秀明編『講座・今日の日本資本主義（第4巻）日本資本主義の支配構造』大月書店，199～210頁。

—（1995）「〔高橋財政下の地方財政〕再考」『社会科学年報』〔専修大学〕第29号，75～96頁。

Brownlee, W. Elliot, Eisaku Ide, and Yasunori Fukagai (eds.) (2013) *The Political Economy of Transnational Tax Reform: The Shoup Mission to Japan in Historical Context*, Cambridge: Cambridge University Press.

Sturmthal, Adolf (1951) *The Tragedy of European Labor 1918-1939*, New York: Columbia University Press. (神川信彦・神谷不二訳『ヨーロッパ労働運動の悲劇—1918～1939 I・II』岩波書店，1958年刊行)

#### [付記]

本稿は、現代日本財政論をはじめとする財政研究の発展に多大な貢献をした吉田震太郎氏（1927～2016年）を偲ぶ財政学研究会（2017年3月18日。立教大学池袋キャンパス5号館第1・第2会議室にて開催）において行われた高橋財政に関する報告及び議論が現在も学術的意義を有すると考えて、その記録を筆者（池上）の責任で取りまとめたものである。研究会の発言者には報告と議論の内容をそれぞれ確認していただいた。また、氏名の後に記した肩書は研究会当時のものである。なお、注釈（本文中の引用注及び脚注）は筆者が付した。

本誌への掲載を認めていただいた立教大学経済学研究会，報告・議論の内容確認・掲載を承諾していただいた皆様及び吉田氏の学恩に対する感謝の意を表したい。(池上岳彦)